

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）【現改比較表】 2023年11月24日現在

～2023年11月23日

2023年11月24日～

目次

第1条～第88条（略）

別記1～10（略）

料金表～料金表別表2（略）

第1章～第2章 第3条（略）

目次

第1条～第88条（略）

別記1～10（略）

料金表～料金表別表2（略）

第1章～第2章 第3条（略）

(ダイヤルアウト)

第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表(料金)5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ-1のタイプ1のプラン2、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5及びカテゴリ-8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (4) (略)

(ダイヤルアウト)

第4条 シェアードIP-PBX契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発信元	発信先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) IP電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表(料金)5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBX利用回線	
(5) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ-1のタイプ1のプラン2、カテゴリ-3のタイプ1、カテゴリ-3のタイプ4のプラン2、カテゴリ-3のタイプ5及びカテゴリ-8において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信
- (4) (略)

第5条～第73条（略）

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約
（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2（略）

2（略）

3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1、
カテゴリー3のタイプ1及びカテゴリー3のタイプ4に係るものに限
ります。）には、次の区分があります。

(1)（略）

(2) カテゴリー3のタイプ1に係るもの

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>プラン1</u>	<u>スマートPBXサービスに係るインターネット 回線が、IP通信網利用回線のもの</u>
<u>プラン2</u>	<u>プラン1以外のもの</u>

(3)（略）

第5条～第73条（略）

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約
（第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等）

第73条の2（略）

2（略）

3 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1及
びカテゴリー3のタイプ4に係るものに限ります。）には、次の区分が
あります。

(1)（略）

(2) 削除

(3)（略）

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)

第73条の3 当社は共通編第8条(IP通信網契約の単位)に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。

(1) (2)(3)以外の場合

当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリ1のタイプ1のプラン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

(2) カテゴリ3(タイプ4及びタイプ5を除きます。)の場合

当社は、1のスマートPBX契約(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1のArcstar Contact Center サービス契約(Arcstar Contact Center サービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。

(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約とします。

(第6種シェアードIP-PBX契約の単位)

第73条の3 当社は共通編第8条(IP通信網契約の単位)に規定する契約の単位として、第6種シェアードIP-PBX契約の単位を次のとおり定めます。

(1) (2)(3)(4)以外の場合

当社は、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合において、カテゴリ1のタイプ1のプラン2については、1の第6種シェアードIP-PBX利用回線につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

(2) カテゴリ3(タイプ1に限ります。)の場合

当社は、1のスマートPBX契約(別冊(スマートPBXサービス)に定める契約をいいます。以下同じとします。)につき1以上の第6種シェアードIP-PBX契約を締結できるものとします。

(3) カテゴリ3(タイプ2及びタイプ3に限ります。)の場合

当社は、1のArcstar Contact Center サービス契約(Arcstar Contact Center サービス契約約款に定める契約をいいます。以下同じとします。)又は1の当社が別に定める契約につき1の第6種シェアードIP-PBX契約を締結し

(3) カテゴリー 3(タイプ 4 及びタイプ 5 に限ります。)の場合

当社は、1 の契約者識別番号につき 1 の第 6 種シェアード I P – P B X 契約を締結します。

2 前項の場合、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者は、1 の契約につき 1 人に限ります。

ます。

(注) 当社が別に定める契約は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約とします。

(4) カテゴリー 3(タイプ 4 及びタイプ 5 に限ります。)の場合

当社は、1 の契約者識別番号につき 1 の第 6 種シェアード I P – P B X 契約を締結します。

2 前項の場合、第 6 種シェアード I P – P B X 契約者は、1 の契約につき 1 人に限ります。

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条 (IP通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ5及びカテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限り、) の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)」 (以下「犯収法」といいます。) に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等
- (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項

2～4 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条 (IP通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約 (カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5及びカテゴリー8に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合並びにカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係るものに限り、) の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)」 (以下「犯収法」といいます。) に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等
- (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項

2～4 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) (略)

(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー3（タイプ2、タイプ4のプラン2及びタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき

(3) ～ (5) (略)

(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ5又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類で

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) (略)

(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1（タイプ1のプラン2を除きます。特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）、カテゴリー1（タイプ1のプラン2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー3（タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2及びタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）、カテゴリー7（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリー8（特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき

(3) ～ (5) (略)

(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ1、カテゴリー3のタイプ5又はカテゴリー8に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合及びカテゴリー3のタイプ4のプラン2に係る者に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事

あると当社が判断したとき。	実に反する書類であると当社が判断したとき。
第 73 条の 5 の 2 ～第 73 条の 7 (略)	第 73 条の 5 の 2 ～第 73 条の 7 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2～4(略)

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3(タイプ2、タイプ4のプラン2及びタイプ5に係るものに限り、)、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。))及びカテゴリ7に係る者に限り、)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2及びカテゴリ8に係る者に限り、)は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。))及びカテゴリ7に係る者に限り、)が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ8に係る者に限り、)が、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5(IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、特定電気通信

(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)

第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。

2～4(略)

5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3(タイプ1、タイプ2、タイプ4のプラン2及びタイプ5に係るものに限り、)、カテゴリ7及びカテゴリ8に限り、特定電気通信番号を提供します。

ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。))及びカテゴリ7に係る者に限り、)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ8に係る者に限り、)は、IPセントレックス番号を利用する利用場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

- (1) 当社は、設置場所又は利用場所において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、特定電気通信番号を廃止することがあります。
- (2) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(タイプ1のプラン2を除きます。))及びカテゴリ7に係る者に限り、)が、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を当社に通知なく変更した場合、特定電気通信番号を廃止します。
- (3) 当社は、特定電気通信番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1のタイプ1のプラン2、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ3のタイプ5及びカテゴリ8に係る者に限り、)が、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5(IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、

<p>番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。</p>	<p>特定電気通信番号を廃止します。この場合において、特定電気通信番号の廃止と同時に、IP電話番号を廃止することがあります。</p>
<p>第73条の9～第81条の2(略)</p>	<p>第73条の9～第81条の2(略)</p>
<p>第2節 債権の譲受 (債権の譲受)</p> <p>第81条の3 シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(特定電気通信番号を用いるものであって、カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限り、)に係る者に限り、)は、シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアードIP-PBX契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの料金とみなして取り扱います。</p>	<p>第2節 債権の譲受 (債権の譲受)</p> <p>第81条の3 シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(特定電気通信番号を用いるものであって、カテゴリ1、カテゴリ3のタイプ1、カテゴリ3のタイプ2、カテゴリ3のタイプ4のプラン2、カテゴリ7又はカテゴリ8に係るものに限り、)に係る者に限り、)は、シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備から行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および特定協定事業者は、シェアードIP-PBX契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するシェアードIP-PBXサービスの料金とみなして取り扱います。</p>
<p>第82条～第84条(略)</p>	<p>第82条～第84条(略)</p>

(電話番号案内)

第 85 条 当社は、シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 4 のプラン 2、カテゴリー 3 のタイプ 5、カテゴリー 4、カテゴリー 7 又はカテゴリー 8 に係るものに限ります。) に係る者に限ります。) から請求があったときは、I P セントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第 86 条～第 88 条 (略)

(電話番号案内)

第 85 条 当社は、シェアード I P - P B X 契約者 (第 6 種シェアード I P - P B X サービス (カテゴリー 1、カテゴリー 2、[カテゴリー 3 のタイプ 1](#)、カテゴリー 3 のタイプ 4 のプラン 2、カテゴリー 3 のタイプ 5、カテゴリー 4、カテゴリー 7 又はカテゴリー 8 に係るものに限ります。) に係る者に限ります。) から請求があったときは、I P セントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第 86 条～第 88 条 (略)

<p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2 電話帳の普通掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3 電話帳の掲載省略</p> <p>当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</p> <p>4 電話帳の重複掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</p> <p>ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載</p> <p>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>別記</p> <p>1 削除</p> <p>2 電話帳の普通掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、<u>カテゴリー3のタイプ1</u>、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3 電話帳の掲載省略</p> <p>当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、<u>カテゴリー3のタイプ1</u>、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</p> <p>4 電話帳の重複掲載</p> <p>(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1、カテゴリー2、<u>カテゴリー3のタイプ1</u>、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー7又はカテゴリー8に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</p> <p>ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載</p> <p>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</p> <p>(2)～(3)（略）</p>
<p>5～10（略）</p>	<p>5～10（略）</p>
<p>料金表</p> <p>通則、第1表 料金（略）</p>	<p>料金表</p> <p>通則、第1表 料金（略）</p>

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

- 1 (略)
- 2 工事費の額
- 2-1~2-3 (略)
- 2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分		単 位	工事費の額	
ア 交換機等 工事費	(ア) 利用開始に関する工事の場合	(略)	(略)	
		番号ポートナビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ4のプラン 2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテゴリー8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに 2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	番号ポートナビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ4のプラン 2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテゴリー8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに 2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)	(略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

- 1 (略)
- 2 工事費の額
- 2-1~2-3 (略)
- 2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの(略)

区 分		単 位	工事費の額	
ア 交換機等 工事費	(ア) 利用開始に関する工事の場合	(略)	(略)	
		番号ポートナビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、 <u>カテゴリー3のタイプ1</u> 、カテゴリー3のタイプ4のプラン 2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテゴリー8のもの	1のIPセントレックス番号ごとに 2,000円 (2,200円)
	(略)	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	番号ポートナビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリー1、 <u>カテゴリー3のタイプ1</u> 、カテゴリー3のタイプ4のプラン 2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテ	1のIPセントレックス番号ごとに 2,000円 (2,200円)
		(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)
4 番号ポータビリティ機能 (略)	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限りません。))に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。))又はカテゴリー7に係る者に限り、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー3のタイプ5又はカテゴリー8に係る者に限り、第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記</p>

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)
4 番号ポータビリティ機能 (略)	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、<u>カテゴリー3のタイプ1</u>、<u>カテゴリー3のタイプ4</u>のプラン2、カテゴリー3のタイプ5、カテゴリー7及びカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限りません。))に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1(タイプ1のプラン2を除きます。))又はカテゴリー7に係る者に限り、第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1のプラン2、<u>カテゴリー3のタイプ1</u>、<u>カテゴリー3のタイプ4</u>のプラン2、カテゴリー3のタイプ5又はカテゴリー8に係る者に限り、第73条の4(第6種シェアード</p>

	<p>5 (IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>		<p>ドIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5 (IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を当社に通知なく変更した場合、一定期間の利用停止後、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>
5～6 (略)	(略)	5～6 (略)	(略)
7 特定番号通知機能 (略)	<p>(1) 当社は、IP電話番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ1のプラン2及びタイプ4に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ5に係る者に限りません。)に対してこの機能とIP Voice番号通知機能を同時に提供する場合は、この機能により着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知します。</p> <p>(6) (略)</p>	7 特定番号通知機能 (略)	<p>(1) 当社は、IP電話番号を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ4に係る者を除きます。)に、この機能を提供します。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ1又はタイプ5に係る者に限りません。)に対してこの機能とIP Voice番号通知機能(タイプ1)又はIP Voice番号通知機能(タイプ2)を同時に提供する場合は、この機能により着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知します。</p> <p>(6) (略)</p>
8～10 (略)	(略)	8～10 (略)	(略)

<p>11 転送先特定番号機能 (略)</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、カテゴリー3のタイプ2、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー7又はカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。</p>	<p>11 転送先特定番号機能 (略)</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1、<u>カテゴリー3のタイプ1</u>、<u>カテゴリー3のタイプ2</u>、カテゴリー3のタイプ4のプラン2、カテゴリー7又はカテゴリー8(特定電気通信番号を用いる場合に限ります。)に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。</p>
	<p>(2)~(7) (略)</p>		<p>(2)~(7) (略)</p>
<p>12~16 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>12~16 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>17 IP Voice番号通知機能(タイプ2) (略)</p>	<p>(1) (略) (2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。</p>	<p>17 IP Voice番号通知機能(タイプ2) (略)</p>	<p>(1) (略) (2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。<u>この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。)</u>に係るIPセントレックス番号がIP電話番号の場合は、<u>IP電話番号又は特定電気通信番号</u></p>

	(3)~(7) (略)		<p><u>を、IPセントレックス番号が特定電気通信番号の場合は特定電気通信番号を、着信先に通知するIPセントレックス番号として指定するものとします。</u></p>
18 (略)	(略)	18 (略)	(略)

IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和5年11月20日 C A S 1 第000400002482-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年11月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>サービス</u> <u>カテゴリー3</u> <u>タイプ1</u> <u>プラン1</u>	<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>サービス</u> <u>カテゴリー3</u> <u>タイプ1</u>
<u>第6種シェアードIP-PBXサービス</u> <u>サービス</u> <u>カテゴリー3</u> <u>タイプ1</u> <u>プラン2</u>	

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。